|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回診用Ｘ線撮影装置保守点検業務委託契約書 | 印  紙 |  |

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、甲の所有する次に掲げる医療器械（以下「当該器械」という。）が正常、適正に機能するよう次の保守点検整備業務（以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 器械の名称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| [ | 回診用Ｘ線撮影装置 | ] |

(2) 点検の対象となる器械の構成及び数量

|  |  |
| --- | --- |
|  | 回診用Ｘ線撮影装置　※※※※※※（機種決定後に対象機器を記載） |

　(3) 業務内容　　　別紙要領に基づくものとする。

（委託契約期間）

第２条　契約の期間は平成29年４月１日から平成34年３月31日までとする。なお、契約締結日から平成29年３月31日までは無償保証期間とする。

（申出義務）

第３条　乙は、この契約の締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事情の生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（点検業務結果の報告）

第４条　乙は、委託業務を実施したときは、速やかに作業報告書を作成し、当該器械の使用担当者に提出し確認を受けなければならない。

（委託料及び支払方法）

第５条　甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として

金　　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税相当額　　　　円）を支払うものとする。

２　前項の委託料は、別紙支払計画表に基づき乙に対して支払うものとする。乙は各点検終了後、甲の指定する請求書により請求をし、前条の規定により使用担当者の確認を受けた作業報告書の写しを同時に提出しなければならない。

（機密の保持及び個人情報の保護）

第６条　乙は、委託業務の実施中に知り得た甲の機密事項を第三者に漏らしてはならない。

２　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償責任）

第７条　乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第９条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（再委託及び権利義務の譲渡等）

第８条　乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

２　前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

３　乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。但し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（契約の解除）

第９条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を実施しないとき、又は実施する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人が、委託業務を履行する能力を失ったと甲が認めるとき。

(4) 甲が、当該器械を更新等により廃棄したとき。

(5) 契約日以降において、甲の歳出予算において、この契約金額について減額又は削減があったとき。

(6) 乙が次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

（契約の変更）

第１０条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更することができる。

（合意管轄）

第１１条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第１２条　この契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

平成27年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡市葵区北安東４丁目27番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）　地方独立行政法人静岡県立病院機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県立総合病院

院　長　　田 中　一 成

　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

回診用Ｘ線撮影装置保守点検業務委託要領

回診用Ｘ線撮影装置保守点検業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第１　契約書第１条に定める委託業務のうち、定期点検に係る事項

（１）実施回数（事前に、保守点検実施計画書を提出すること。）

年１回

（２）点検整備項目

対象の器械が正常、適正に機能するために必要な項目とする。

（３）実施における注意事項

ア 実施日時については、前もって当該器械の使用担当者と協議の上、原則として土、日曜日及び休日を除いた日の午前８時３０分から午後５時１５分の間に行うものとする。

イ　実施に当たっては、委託者の業務に支障のないように注意しなければならない。

（４）点検に係る費用

点検に必要な消耗品等の材料費は、委託料に含まれるものとする。

第２　契約書第１条に定める委託業務のうち、オンコール修理等に係る事項

（１） 技術員の優先的派遣等

委託期間内において当該器械に故障又は損傷が生じ、委託者が修理を依頼したときは、優先的に技術員を派遣し、速やかに必要な修理を行わなければならない。

（２）修理費用

前号の修理に要した費用は、委託料に含まれるものとする。ただし、消耗品は除く。

第３　交換部品代金の扱い

（１）本体に関する保証

交換部品代については、委託料に含まれるものとする。ただし、消耗品（フィルム、記録メディア及びＦＰＤバッテリー）及び特定消耗品（モニター）は除く。

（２）フラットパネルディテクタ（ＦＰＤ）に関する保証

自然故障については、年間１回までは全額保証。過失に起因する故障については、年間１回までは、50万円の負担とする。

第４　契約書第４条に定める作業報告書の様式

別添のとおり

保守点検実施計画書

１　委託業務名　　　　　　回診用Ｘ線撮影装置保守点検業務委託

２　委託期間　　　　　　　平成29年４月１日から

　　　　　　　　　　　　　平成34年３月31日まで

　　　　　　　　　　　　　（契約締結日から平成29年３月31日までは無償保証期間）

３　点検実施計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 器　械　名 | 実　　　施　　　予　　　定　　　月 | | | | | |
| １回目 | ２回目 | ３回目 | ４回目 | ５回目 | ６回目 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　　上記のとおり実施したく計画書を提出します。

　　　　　平成　　年　　月　　日

　　静岡県立総合病院長　様

　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　氏名



別紙

委託料の支払年度及び金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払年度 | 支払金額 | 備考 |
| 平成29年度 |  | 税抜 |
| 平成30年度 |  | 税抜 |
| 平成31年度 |  | 税抜 |
| 平成32年度 |  | 税抜 |
| 平成33年度 |  | 税抜 |
| 合計 |  | 税抜 |